

長崎県土木部との意見交換会提案事項（土木）

	提 案 事 項	提 案 理 由	回 答
1	県北（佐世保）地域での生コン車等の小型車割り増しについて。	4 tの生コン車しか入らないような現場では、「小型車指定割増配送料」を計上していただきたい。	佐世保地区は、市販の刊行物で小型車割増額が未設定でしたが、市場調査の結果により10月版から設定される予定と報告を受けておりますので、本県も同様に10月より小型車割増の単価を設定する予定です。
2	橋梁補修工事や道路維持補修工事（舗装）等で現場が数カ所に分かれ、その間隔も広い場合、経費の割り増しを考慮していただきたい。	移動距離が長いと、人員・資機材の移動に手間がかかり、余分な経費がかかるため、それをまかなう経費の割り増しをお願いしたいため。	現在、国の方で【施工箇所が点在する工事】について「市町をまたぎ、施工箇所が複数ある工事について工事箇所ごとに共通仮設費、現場管理費の算出を可能」として試行されていることから、本県は、試行結果等を含めた標準積算基準の動向を注視しながら検討してまいります。
3	立会い、打合せ。	書類、写真での対応ではなく、現場立ち会いをしていただきたい。	監督職員の業務の状況等により、立会等を書面により行うこともありますが、極力、現場へ向いて確認を行うよう指導してまいります。
4	設計変更に伴う当初施工分の実費計上	鋼矢板及び基礎杭施工時に、当初設計の工法では柱状図等により打設が困難であることが分かっていても、一度設計どおりの工法で施工を行うように言われて施工を行うが、打設不能となり工法変更が決定しても工法変更後の施工完了数量だけしか計上されないため、実費施工に要した費用を計上していただきたい。 また、計上していただく場合は、出先機関への徹底について具体的方法を示していただきたい。	今回の案件は、当該工法が指定仮設と解しますので、指定された工法で施工を行った結果、施工が困難な場合は、当初設計で施工を行った部分の費用及び変更工法で施工を行った部分の費用の両方を設計計上することも可能と考えますが、その費用負担等の確認を含め、事前に双方が十分協議することが重要です。 また、三者会議を活用することで着手前に別の対応策がとれた可能性がありまますので、今後、同様のケースが発生した場合は、発注者へ三者会議の開催を要請することもあると考えられます。なお、監督職員の対応については、会議等を通じて指導してまいります。

	提 案 事 項	提 案 理 由	回 答
5	道路工事において、掘削土の流用土については、仮置き場の借地料とそこまでの運搬及び積み込みを計上していただきたい。	供用区間の工事においては、少量の場合を除くと現場内に仮置きが出来ない場合が多い。その場合、別の場所に仮置きして工事を行っている。現場にあった設計をしていただきたい。	現場条件等により流用土の現場仮置きが困難でやむを得ず現場外へ搬出しなければならぬと判断される場合は、設計変更の対象となりますので、監督職員と十分協議していただきたい。なお、それが当初から明らかな場合は、設計段階から現場にあった適切な積算を行うよう指導してまいります。
6	生コンクリートポンプ車打設について。 少量（67.0 ㎡以下）のポンプ車打設は、共通仮設費の積み上げで設計に計上していただきたい。	歩掛りに、生コンクリートのポンプ車打設があるが、ポンプ車が、生コン 10 ㎡打設にあたり、1.03 H 1,195 円しか見ていない。即ち、㎡あたり、1,195 円。少量打設の場合、ポンプ車を 1 回手配すると、打設量に関係なくセツト料として最低 80,000 円程度請求がある。80,000 円 / 1,195 円 = 66.95 ㎡でポンプ車打設の場合、約 67 ㎡以上の打設量がない場合は、共通仮設費の積み上げで計上していただきたい。	標準の積算基準では、提案いただいたポンプ車のセツト料金は記載がありません。提案の内容は全国的な課題と考えられますので、会議等を通じて国に対して要望を伝えてまいります。
7	水替工の排水運転時間について。 現場に状況に応じて常時排水を計上していただきたい。	【設計】 仮設工にて仮締切を行い、水替えを行う場合に、作業時間のみの排水時間を計上している。 【現場実態】 現場では、作業者が現場に入場してからすぐに作業を開始しなければならぬため、常時排水（24時間）を行っている。資材、機材の管理の面からも常時排水が必要。	排水方法は、作業時排水が標準とされており、作業時排水には作業前（1～3時間）から排水することを含んでいることから、適切なものと判断します。 標準積算基準：「作業時排水とは、作業前（1～3時間前）から排水し始めて作業終了時には排水を中止する方法をいう。なお、作業時排水にはコンクリート打設前後の型枠組立養生などのための一時的に昼夜排水するものも含む」と規定。 なお、常時排水は、水没で構造物の機能が阻害される場合及び作業に著しく支障を及ぼすかは不能となるような場合で判断が難しいので監督職員と十分協議して下さい。

	提 案 事 項	提 案 理 由	回 答
8	品質管理の試験費用について。 品質管理の試験費用を計上していただきたい。	【設計】 直接工事費にかかわる品質管理の試験費用は、共通仮設率計上となっている。通達文書あり。 【現場実態】 地盤改良のチェックボーリングの費用や盛土の土質試験、補強土壁工等の平板裁荷試験費用は多額となっている。	標準積算基準書では、共通仮設費（技術管理費）の率に含まれる品質管理（試験）以外の試験費用については、積上を行うようになっています。よって、品質管理基準に記載されている項目以外の土質試験や地質調査（平板裁荷試験、ボーリング等）は費用を計上することも可能と考えられることから、監督職員と十分協議していただきたい。 また、監督職員については、指導してまいります。
9	交通整理員人員について。 現場及び公衆安全管理に必要な人員全て計上していただきたい。	【設計】 標準的な内規規程により人員算出し計上。 【現場実態】 現場を照査し、警察と協議の上、人員を決定する。安全上必要とするために監督員と協議しても指示してもらえず、業者の自己負担となるケースが多い。	交通誘導員の配置について、特記仕様書により配置人数を明示していますが、警察協議の結果により配置人員の増員を求められた場合は、契約変更の対象と考えられることから監督職員と十分協議していただきたい。 また、監督職員については、指導してまいります。
10	ブロック積作業足場の計上について。 足場の計上を行っていただきたい。	【設計】 足場の計上なし。 【現場実態】 労働安全衛生法では、2 m以上になれば、安全管理上の措置を講じなければならないようにになっているため、現場では前面に足場を施工している。足場を設置しない場合は、背面側に転落防止設備を設置するため、作業効率が悪い。	九州地方整備局の土木工事設計要領において、ブロック積工の足場は計上するようになっていません。本県としても背面の裏込材や胴込コンクリートのスペースを利用して施工可能と判断しております。 しかしながら、過去の関係機関資料によると「労基署に確認した結果、足場は施工スペースの確保であり転落防止策ではない。背面から施工可能であれば足場の必要なしと回答された」ことになっており、これが基になって足場は原則として計上しなくなると推測されることから、ご指摘のように労基署の見解が変わったのであれば、対応を検討する必要があるため実態を詳細に報告していただきたい。

	提 案 事 項	提 案 理 由	回 答
1 1	低入札調査基準価格並びに履行確認強化価格について。	近年、公共工事は過当競争状況にあり、工事品質や施工の安全確保の観点から、県は最低制限価格の引き上げを試行している。一方、WTO対象工事については、国では施工体制確認において、低入札調査基準価格を引き上げているが、県は従来そのままとなっている。県のWTO対象工事も国と同等の基準となるよう制度及び価格設定を見直していただきたい。	WTO対象工事の代表構成員は県外企業であっても、その他の構成員は県内企業でありますので、ご提案の主旨は理解していますが、低入札調査制度については、現在の県議会において入札制度全体の中で議論されており、今後様々な観点から検討してまいります。
1 2	既設構造物に対する片面型枠の設置手間について	近年、耐震補強及び老朽化対策等の補強工事が増えてきているが、それに伴い、片面型枠の施工が増加している。 片面型枠にはセパにより型枠は固定されるが、片面型枠は、両面型枠と違い、セパを固定するために既設構造物コンクリートを削孔し、ケミカルアンカーをセットし鉄筋を打ち込みセパを溶接して固定するという手間が別途発生するため。 補強用型枠セパ本数計算書 型枠 H=2.0 m L=10m 20 m² にて計算 セパ12mm セパピッチ 0.6 m × 0.6 m 20 m²あたり 17列×4段=68本 1 m²あたり 68本÷20m²=3.4本	片面型枠は、両面型枠と別物ということであれば、歩掛調査等の範疇と考えられることから、提案の内容は会議等を通じ国に要望を伝えてまいります。